

誰に相談すればいいのか…

全国空き家問題110番

司法書士がお応えします

【開催日時】

平成27年8月23日(日)

午前10時～午後4時30分

【電話番号】

03-3354-8771



◆相談例

- ・ 空き家対策の法律ができて何がどう変わるのか
- ・ 空き家を相続したが、何もしていない
- ・ 認知症の相続人がいて遺産分割協議ができないまま空き家になっている
- ・ 隣の空き家が放置されて困っている
- ・ 誰も私の家を継ぐ人がいない
- ・ 田舎の実家が空き家のまま など



○本件に関するお問い合わせ先

日本司法書士会連合会 事務局事業部 担当：恩田、白洲、藏野

TEL：03-3359-4171

FAX：03-3359-4175

E-mail：press@nisshiren.jp